

令和 8 年度 指導監査について

(社会福祉施設 利用者処遇)

熊本市 指導監査課

目次

1. 令和7年度の指摘・助言事項

①指摘・助言件数割合

②指摘・助言まとめ

③事例

2. 令和8年度の指導監査重点事項

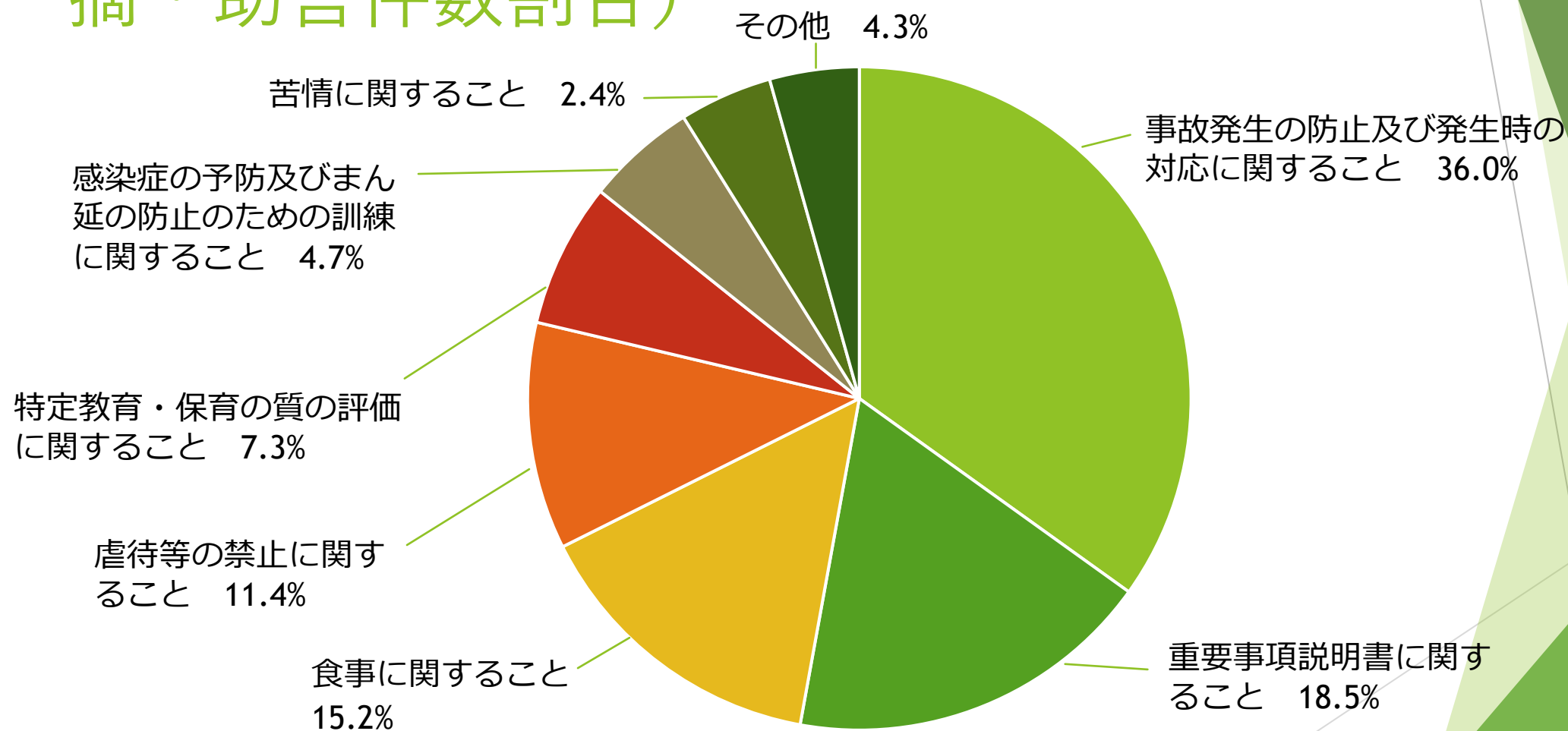
①児童福祉施設（保育所及び認定こども園）

②児童福祉施設（保育所及び認定こども園を除く）

③老人福祉施設

④障害者支援施設

1. 令和7年度の指摘・助言事項（①－指摘・助言件数割合）



1. 令和7年度の指摘・助言事項（②－まとめ）

項目	主な指摘・助言	指摘区分
事故発生の防止及び発生時の対応に関すること	・睡眠チェックの身体の向きや確認者の記載がなかった。 ・事故発生の防止及び発生時の対応について、指針が整備されていなかった。 ・学校保健計画及び学校安全計画の立案に、学校医・学校歯科医・学校薬剤師が参与していなかった。 ・プールの衛生管理及び安全管理が適正に管理されていなかった。	助言 助言 助言 助言
重要事項説明書に関すること	・重要事項説明書に記載すべき項目が記載されていなかった。 ・重要事項説明書に記載されている内容が現状と相違していた。	助言 助言
食事に関すること	・検食、検収の記録に不備があった。 ・午前・午後の間食について検食が行われていなかった。	助言 助言
虐待等の禁止に関すること	・虐待防止マニュアルもしくは指針に、施設内での虐待防止に関する連絡体制について記載がなかった。 ・虐待の防止のための指針に、虐待防止委員会の構成メンバーの責務及び役割分担が明確にされていなかった。	助言 助言

1. 令和7年度の指摘・助言事項（③－事例）

- ▶ 事故発生の防止及び発生時の対応についての指針に関すること
 - ・ 指針・マニュアルの整備について
 - ・ 事故報告について
- ▶ 重要事項説明書に関すること
 - ・ 記載に関する事項について
- ▶ 食事に関すること
 - ・ 検食・検収の記録について
 - ・ 食事の提供前に行う検食について
- ▶ 虐待等の禁止に関すること
 - ・ 施設内での虐待の防止に関する事項について

2. 令和8年度の指導監査重点事項について①

児童福祉施設（保育所及び認定こども園）重点事項

- ▶ 衛生管理に関する事項
- ▶ 事故発生の防止及び発生時の対応に関する事項
（安全計画の策定、睡眠チェック等含む）
- ▶ 特定教育・保育の適切な提供に関する事項
- ▶ 虐待等の禁止に関する事項
- ▶ 食事に関する事項

3. 令和8年度の指導監査重点事項について②

児童福祉施設（保育所及び認定こども園を除く）重点事項

- ▶ 衛生管理に関する事項
- ▶ 事故発生の防止及び発生時の対応に関する事項
（安全計画の策定、睡眠チェック等含む）
- ▶ 健康管理に関する事項
- ▶ 虐待等の禁止に関する事項
- ▶ 食事に関する事項
- ▶ 利用者預り金に関する事項

3. 令和8年度の指導監査重点事項について③

老人福祉施設重点事項

- ▶ 身体的拘束等の禁止に関する事項
- ▶ 衛生管理等に関する事項
- ▶ 苦情処理に関する事項
- ▶ 事故発生の防止及び発生時の対応に関する事項
- ▶ 利用者預り金に関する事項

3. 令和8年度の指導監査重点事項について④

障害者支援施設重点事項

- ▶ 身体拘束等の禁止に関する事項
- ▶ 衛生管理等に関する事項
- ▶ 苦情処理に関する事項
- ▶ 事故発生の防止及び発生時の対応に関する事項
- ▶ 利用者預り金に関する事項

お願い

監査資料と自己点検表は、
今年度の様式を使用してください。

ご視聴ありがとうございました。

本動画に関する質問は、指導監査課までお問い合わせください。